

AI生成物と知的財産法

AI Outputs and Intellectual Property Law

麻生 典*
ASO Tsukasa

〔抄録〕

近年、自律的な AI（人工知能）生成物が知的財産法での保護対象となるか、保護対象とならない場合には何かしらの立法的解決を検討すべきなのかが世界的に議論されてきた。本稿は、自律的な AI 生成物の保護について、フランス法を比較法の対象として我が国の議論と比較検討することを目的とするものである。

両国を比較すれば、特許法、実用新案法、意匠法については、フランスでは自律的な AI 生成物の保護を解釈論で認めるのが多数説であり、この点は日本と異なる。他方で、著作権法においては、フランスも我が国も著作物は自然人の創作であることが前提とされ、自律的な AI 生成物に著作権法による保護を認めることは困難とされている。著作権との関係における自律的な AI 生成物保護の立法論としては、著作権として立法するか、著作隣接権として立法するか、特別な (*sui generis*) 権利として立法するか等の提案枠組み自体は両国で異なる。

他方で、こうした立法が考えられるとしても、AI 生成物の保護に対する立法の必要性が問題となる。インセンティブ論によれば、価値ある情報が保護されないとその創作がなされないという状況が必要とされる。しかし、AI システム作成者が AI 生成物について権利を有しないと AI システムが提供されないとは言えず、AI にかかるプログラム等が知的財産法で保護されているから AI 生成物が保護されなくても AI システム作成者へのインセンティブが考慮されているとも言えない。結局、自律的な AI 生成物について、何かしらの保護を新たに与える必要性を現時点で肯定することは難しい。その意味で、自律的な AI 生成物の保護は政策的な判断も含め今後の議論に委ねられようが、フランス法の議論は参照に値しよう。

1. はじめに

近年、自律的な AI（人工知能）生成物が知的財産法での保護対象となるか、保護対象とならない場合には何かしらの立法的解決を検討すべきなのかが世界的に議論されてきた¹⁾。この潮流を受けた法改正は世界的にも行われておらず、最近ではこの議論は下火となりつつあるように見受けられるが、各国でどのような議論がなされ、どのよう

な提案がなされていたのかを検討することは、今後の我が国の議論にも有益であろう。

そこで本稿は、自律的な AI 生成物の保護について、フランス法を比較法の対象として我が国の議論と比較検討することを目的とする。

2. 本稿の対象

ところで、AI と言っても技術的には様々なレベ

* 九州大学大学院芸術工学研究院 准教授
Associate Professor, Faculty of Design, Kyushu University

ルが想定される。汎用人工知能（強い AI と呼ばれる）、特化型人工知能（弱い AI と呼ばれる）の区別に従えば²⁾、日本でもフランスでも特化型人工知能を前提に議論が行われていることから、本稿は特化型人工知能を前提とする。また、本稿に言う自律的な AI 生成物とは、AI 自体に生成を行わせる指示は必要であるものの具体的内容を指示せずとも生成が行われる場合を想定している³⁾。なお、AI 開発（学習段階）については本稿の検討対象外である⁴⁾。

3. 日本における自律的な AI 生成物の保護

まずは、我が国における自律的な AI 生成物の保護についての解釈論と立法論について整理しておこう。

(1) 解釈論

自律的な AI 生成物において最も問題となるのは著作権法である。そのため、まずは著作権法から検討を始めることとしたい⁵⁾。

① 著作権法

(i) 客体

著作権法 2 条 1 項 1 号は著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義する。

そして、この「思想又は感情」という要件については、思想又は感情を有して表現活動を行うのは自然人であることから⁶⁾、自律的な AI 生成物についてはこの要件を満たさないと一般に解釈されている⁷⁾。さらに、創作性についても、伝統的な創作性の捉え方である「著作者の個性の発露」という立場に従えば、著作者は自然人であることが

前提であるから、創作性要件を満たさないこととなる⁸⁾。他方で、近時の有力説である「表現の選択の幅」という立場からは、表現の選択の余地が残されていれば創作性を満たすと考えられることから、自律的な AI 生成物に創作性を認める理論的余地が存在するとされる⁹⁾。

このように、自律的な AI 生成物について創作性要件は解釈論で対応できる可能性もあるが、現在の通説的立場からは「思想又は感情」要件を満たすことは困難であると言えよう。

(ii) 主体

著作者は「著作物を創作する者」であり（著作権法 2 条 1 項 2 号）、著作権法上は著作者が自然人でない場合（著作権法 15 条）、著作権者が特別に規定される場合もあるが（著作権法 29 条）、これらも創作自体は自然人が行ったことが前提とされている¹⁰⁾。

また、AI に生成物作成の指示を出す者（AI 利用者）と AI システムの作成者（学習済みプログラムを作成した者等）が AI 生成物に関係する主体として考えられるが、原則的に両者ともに AI 生成物に対する創作的寄与がないと考えられるため¹¹⁾、主体面から見ても著作者、著作権者となる者は存在しない。

(iii) 権利侵害

そして、著作権侵害が成立するためには依拠性と類似性が求められるが¹²⁾、AI 生成物との関係では、学習させた他人の著作物への依拠性が問題となる。様々な立場が示されているが、学習済みモデルに学習させた著作物というデータへのアクセスがあれば依拠性を認める立場¹³⁾、元の著作物が一群のパラメータの形成に寄与し、その一群のパラメータに基づいて生成物が制作されている場合

には依拠性を肯定し、元の著作物が一群のパラメータの形成に寄与していない場合には依拠性を否定する立場¹⁴⁾、元の著作物が表現ではなくパラメータとして抽象化・断片化されている場合はアイデアの利用なので依拠性が否定されるとの指摘¹⁵⁾などがある。

また、侵害の行為主体については、AIシステムの作成者とAI利用者が同じ場合にはその者が行為主体となる。AIシステムの作成者とAI利用者が異なる場合には、AI利用者は行為主体となるが¹⁶⁾、AIシステムの作成者はいわゆる規範的利用行為主体論の問題となる¹⁷⁾。なお、AI生成物を最終的に世に出した者を侵害主体とする案もある¹⁸⁾。

②特許法，実用新案法，意匠法

(i) 客体

特許法2条1項は、発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と規定する¹⁹⁾。著作物の定義の解釈と同様に、思想や創作に人の関与が必要だという立場をとれば、自律的なAI生成物の発明該当性も否定される²⁰⁾。

他方で、特許法における思想は技術思想であり客観的存在であるから著作権法にいう人間の思想等と結びついた思想とは異なる、もしくは、創作は客観的に存在しなかったものを存在する状態にすることを意味していることから発明の定義から自律的なAI生成物は除外されない、という解釈もありえる²¹⁾。こうした立場では、自律的なAI生成物の発明該当性は否定されない。

また、発明が一定目的の技術的解決手段であるとすれば、発明は必ずしも人の創作であることは必要ないという解釈もある²²⁾。

(ii) 特許要件

特許要件について特に問題となる点は指摘され

ていないが、進歩性については、自律的なAI創作が可能となり、その普及が進んだ場合には、当業者がAIを利用する可能性を考慮して進歩性が判断される旨が指摘されている²³⁾。

(iii) 主体

特許法29条1項柱書きは「産業上利用することができる発明をした者は……その発明について特許を受けることができる」と規定しており、この「発明をした者」は自然人が想定されている²⁴⁾。こうした解釈を前提とすると、自然人ではないAIは発明者とはなり得ない²⁵⁾。

なお、AIを活用して客観的に成立した発明の保護の必要性から、AIのボタンを押したに過ぎない者も、将来的には発明者となりうるという見解もある²⁶⁾。

(iv) 記載要件

また、願書の記載要件として発明者の氏名等の記載が要求されており（特許法36条1項2号）、ここでも発明者は自然人が想定されている²⁷⁾。

③商標法，不正競争防止法

他方で、商標法、不正競争防止法における商標や商品等表示は、自然人による創作を前提としないことから、自律的なAI生成物であっても保護対象となる²⁸⁾。

④民法

自律的なAI生成物が知的財産法で保護されないとしても、民法の不法行為（民法709条）に基づく保護はありえる。ただし、北朝鮮映画事件最高裁判決²⁹⁾では、知的財産法上保護される利益とは「異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情」が必要とされ、自律的なAI生成物

が単に知的財産法で保護されないというだけでは保護を受けることは困難な状況にある。

(2) 立法論

以上のように、著作権法や特許法などの創作法においては、自律的な AI 生成物の解釈論での保護は困難な状況にある。そこで検討されるのが立法論である。

また、自律的な AI 生成物が保護されない現状においては、AI 生成物を人の創作だと偽る僭称問題の存在が特に著作権との関係で指摘されている³⁰⁾。AI は人よりも遥かに生成スピードが速いことから大量の AI 生成物が作成されることとなり、この僭称問題はより顕在化することになる。他方で、自律的な AI 生成物について保護を図るとしても、その保護が人の創作物の保護よりも低廉となる場合には僭称問題は完全には解決されない³¹⁾。

では、自律的な AI 生成物の知的財産法による保護が正当化できるとして³²⁾、どのような立法提案がなされているのか。

① 著作権法

(i) 客体

絵や音楽などのコンテンツについては、人による創作物と自律的な AI 生成物に外見上差異はないことから、著作権法による保護を指向する立場がある³³⁾。そうした立場では、著作物の定義における「思想又は感情」要件を変更するという提案がなされる^{34), 35)}。

他方で、AI 生成物の保護価値は、その制作に要する投資にあるとすれば、著作権よりは著作隣接権による保護が望ましいとの指摘もある³⁶⁾。

(ii) 主体

例えば、コンピュータ自動生成物について、自

然人をいったん著作者とした上で、職務創作にあたるような場合には職務創作の規定（著作権法 15 条）を類推適用して、法人等を著作者とする提案がある³⁷⁾。ただし、創作的表現に人格的利益が付着していないことから、著作者人格権を認める必要はないとする³⁸⁾。

他にも、自律的な AI 生成物について、映画製作者の規定（著作権法 29 条）に類似する規定として発意と責任要件を課して著作権者を確定し、著作者は存在しないと扱うとする提案がある³⁹⁾。著作者が存在しないことから著作者人格権についても存在しないことになるが、公表権については財産的権利である公衆への提供・提示に関する権利で代替し、同一性保持権についても財産的権利である翻案権で代替し、氏名の表示に関しては、製作に発意と責任を有する者の名義で公表した場合に限りその者に著作権が原始帰属するとした上で、他人による無断での変更を禁止する何らかの権利を認める余地があるとする⁴⁰⁾。

(iii) 僭称問題への対応

AI 生成物の僭称問題については、著作権法 121 条の規定を、AI 生成物にも対応させる形での改正提案がなされている⁴¹⁾。

② 特許法、実用新案法、意匠法

客体については自然人による創作が求められていないと解釈し、発明をした者を自然人と解さないとしても⁴²⁾、記載要件の発明者という問題は残存している。

なお、発明者を「AI による創作に関与した者」若しくは「発明を所有の意思をもって占有した者」と立法するとの提案もある⁴³⁾。

③その他

その他、自律的な AI 生成物が自他商品等識別力があるようになった場合に、その点に価値を認めて商標法・不正競争防止法類似の制度で保護すべきとの立場や⁴⁴⁾、パブリシティ価値に着目して、不正競争防止法内に立法も考えられるとの立場も示されている⁴⁵⁾。

④立法慎重（不要）論

他方で、自律的な AI 生成物の保護の必要性が現状特に見受けられないことから、そうした AI 生成物についての保護は現状では不要とする立法慎重（不要）論もある⁴⁶⁾。

4. フランスにおける自律的な AI 生成物の保護

では、フランスにおいて自律的な AI 生成物の保護はどのように議論されてきたのか。こちらも解釈論と立法論から整理しておこう^{47), 48)}。

(1) 解釈論

①著作権法

(i) 客体

知的財産法典 L.111-1 は、「精神的著作物 (*œuvre de l'esprit*) の著作者は、自己の創作という事実のみで、著作物に関して、排他的であらゆる者に対抗しうる無体の所有権を享受する」と規定する。他方で、精神的著作物自体の定義は知的財産法典には置かれておらず、解釈に委ねられている。

この精神的著作物は、一般に、「創作性 (*originalité*) を有する形式 (*forme*) の創造 (*création*)」であるとされている⁴⁹⁾。そして、この創造であるためには、その結果への人の意識 (*conscience humaine*) が必要とされる⁵⁰⁾。こうした理解に立つと、AI には人の意識が存在しないこ

とから⁵¹⁾、創造とは言えないこととなる。他方で、著作物であることは、著作物という結果に求められ著作物の創造プロセスに求められるのではないとする見解もあり⁵²⁾、そうした立場に立つと AI 生成物も精神的著作物となる可能性がある⁵³⁾。

次に、創作性も問題となる。創作性は伝統的には人格の痕跡 (*empreinte de la personnalité*) と理解されており、こうした立場に立つと、自律的な AI 生成物には人格の痕跡は存在しないことから創作性は認められない⁵⁴⁾。他方で、この創作性概念はプログラムの著作物の登場により客観化していると評価されている。というのも、プログラムの創作性について、破毀院は「著作者の知的寄与の印 (*marque de son (celui de l'auteur) apport intellectuel*)」であるとしており⁵⁵⁾、この寄与 (*apport*) は従来の技術等の関係における新たな寄与であることから、創作性概念の客観化があるというのである⁵⁶⁾。そして、破毀院の創作性の定義は、言い換えれば、著作物は知性 (*intelligence*) という選択 (*choix*) を反映したものであり⁵⁷⁾、AI でも自律的選択が可能であるか⁵⁸⁾、同じ AI でも幾つかの選択があるか⁵⁹⁾、AI 生成物も創作性要件を満たすと解釈することが可能であるという⁶⁰⁾。他方で、こうした創作性概念の客観化においても自然人との関係は維持されているとの立場もある⁶¹⁾。

(ii) 主体

精神的著作物の解釈から、創造を行う者は自然人が想定されている。また、知的財産法典の様々な規定 (知的財産法典 L.113-2, 113-7, 113-8) において自然人 (*personne physique*) と規定されていることから、著作者は自然人が想定されている⁶²⁾。また、法人は著作者となることはできないというのが判例の立場である⁶³⁾。このように、著作物の創作は自然人が行うものであり、著作者は自然人

であることが前提とされている。

では、自律的な AI 生成物について、AI 利用者と AI システムの作成者はどのように位置付けられるのか⁶⁴⁾。

この点、AI の利用者を著作者と考えることもありえとの指摘がある。これは、AI 利用者は、AI 生成物という結果物の一番近くに存在し、AI という道具を物理的に支配して著作物という結果物を選択し、AI 作成者にライセンス料を支払って AI を利用しているため金銭的にも正当化され、AI による生成というプロセスの実行を決定したのは利用者と考えられるからである⁶⁵⁾。この場合、AI は事実上の著作者、AI 利用者は法律上の著作者と理解され、AI を道具として使った場合と、AI によって生成された場合とを区別しなくて良いというメリットがある⁶⁶⁾。しかし、ボタンを押すだけのようない創作的な選択が全くない生成の指示だけで、AI 利用者を著作者とするのは困難であるとも指摘されている⁶⁷⁾。

では、AI システムの作成者はどうか。AI が AI システムの作成者によって決められた創造的な領域でしか生成物を生み出さないという意味で、AI システムの作成者は間接的創作者 (*créateur indirect*)⁶⁸⁾ と評価できるから、AI システムの作成者を著作者と考えることもありえとの指摘がある⁶⁹⁾。しかし、AI システムの作成者はプログラマーやパラメータを調整した者など多くの者が関わることからその確定が困難であるともされる⁷⁰⁾。また、なぜ AI 生成物を作り出すインフラを制作した AI システム作成者に AI 生成物に関する権利が移転するのか、という法的メカニズムの説明の困難性も指摘される⁷¹⁾。

権利の帰属主体という意味では、民法典 546 条の添付 (*accession*) の規定から自律的な AI 生成物の権利者が基礎付けられるとする立場もある⁷²⁾。

特別法である知的財産法が適用されない場合は、一般法である民法の原則に戻る。そして、フランス民法典 546 条は「動産であれ、不動産であれ、物の所有権は、それが生み出す全てのもの、及び自然的であれ、人為的であれ、それに付随的に結合するものに対する権利を与える。この権利は、添付権と呼ばれる」と規定し、547 条は「土地の自然の又は産業の果実、法定果実、動物の増殖は、添付権によって所有者に帰属する」と規定している⁷³⁾。それゆえ、AI という（無体）物が生み出す AI 生成物は産業の果実であるから⁷⁴⁾、AI の著作者が自律的な AI 生成物に関する権利を有するというのである⁷⁵⁾。なお、売買、ライセンスなどの契約によって AI を著作者でない第三者が利用可能となった場合には、その第三者が果実である AI 生成物に関する権利を有するとされている⁷⁶⁾。

②特許法、実用新案法

(i) 客体

知的財産法典には、発明の定義はおかれていない。そのため、発明を技術的課題への技術的な解決手段と理解し、発明の創作に自然人の関与は必要ではないとする立場に立つと⁷⁷⁾、自律的な AI 生成物でも発明と解釈されることになる。

他方で、発明についても自然人の関与が必要とする立場もあり⁷⁸⁾、その立場からは自律的な AI 生成物は発明とはならない。

(ii) 特許要件

特許要件（知的財産法典 L.611-10）である産業上利用可能性、新規性、進歩性については、特に問題とされていない。進歩性については、当業者にとって自明でないかが問題となるが（知的財産法典 L.611-14）、これは創作プロセスを考慮するものではなく、創作主体が誰であるかは問題とな

らない⁷⁹⁾。

(iii) 主体

特許権は発明者またはその承継人に帰属すると規定されているが(知的財産法典 L.611-6), AI が自律的に発明を創作した場合, 字義的には発明者が存在しないことになる⁸⁰⁾。この点については, 発明者またはその承継人を発明を正当に知的に支配する者と捉えれば, 帰属の問題は生じないことから, 自律的な AI 生成物の場合でも問題とならないという解釈が示されている⁸¹⁾。

(iv) 記載要件

特許には発明者として氏名が記載される(知的財産法典 L.611-9)。この点の解決については特に示されていないが, 上記のように発明を正当に知的に支配する者と捉えれば, その自然人を発明者として記載すれば足りるということになる。

③意匠法

フランスにおいては, 美術の一体性理論(théorie de l'unité de l'art)に基づいてデザインに対する意匠法と著作権法による重複保護が存在しているが, それぞれの登録/保護要件に基づいて保護を受けることとなる⁸²⁾。

自律的な AI 生成物について, 意匠法において問題となる点は概ね特許法と同様である。ただし, 登録要件における固有の特徴(caractère propre)要件(知的財産法典 L.511-4)は議論の対象となりうる。固有の特徴要件については, 「意匠は, 経験豊かな観察者(observateur averti)に与える全体の視覚的印象が登録出願日前……に開示された何らかの意匠と異なる場合は, 固有の特徴を有する。固有の特徴を評価するに際しては, 意匠の実現における創作者(créateur)の自由度が考慮される」

と規定されている。経験豊かな観察者は創作主体と無関係であるため自律的な AI 生成物であっても問題とはならないが, 創作者の自由度が考慮される点は問題となる。この創作者は通常は製品の外観の創出に知的な貢献をする自然人であるが, 創作者の自由度が考慮「されなければならない」と解釈されるのであれば, 人の介入が全くなく作られた意匠について意匠権の取得は困難となるからである。しかし, 条文上は「考慮される」と規定され, あくまで考慮要素の一つに過ぎないことから, 自律的な AI 生成物についても意匠登録が可能であるとされている⁸³⁾。

④商標法

商標については, 創作プロセスではなく結果物である商標が問題とされているに過ぎないことから, 自律的な AI 生成物であっても保護対象となるとされている⁸⁴⁾。

(2)立法論

以上のように, フランスにおいては, 産業財産権については創作過程ではなくその結果である創作物の保護が問題とされていることから, 条文上発明者や創作者が登場する場面はあっても解釈論で対応が可能とされ, AI 生成物が保護対象となることについてほぼ異論はないように見受けられる⁸⁵⁾。

そのため, 実際に立法論が問題とされているのは著作権法との関係である。

①著作権法内の立法

(i) 著作権としての保護

一つ目の立法提案が, プログラムの著作物と同様, 様々な制限を課した形で自律的な AI 生成物を保護する方策の提案である⁸⁶⁾。プログラムの著作物については, 排他権の内容について通常の著

作物とは異なる規定（知的財産法典 L.122-6）、著作権の制限の特別な例外規定（知的財産法典 L.122-6-1）、著作者人格権は名誉・声望を害する改変以外には行使できず修正・撤回権も行使できないとする規定（知的財産法典 L.121-7）、著作財産権の使用権への帰属（知的財産法典 L.113-9）などが規定され、通常の著作物とは大きく異なる取り扱いがなされている。こうした規定から、自律的な AI 生成物について規定する場合にも、著作者との関係が弱められている限りにおいて、著作者人格権を弱めることが正当化されるかもしれないと指摘されている⁸⁷⁾。

さらなる立法提案として、集合著作物（知的財産法典 L.113-2, L.113-5）の規定を元にした立法提案がある⁸⁸⁾。集合著作物は著作権の経済的観点を重視し創作者にそれほど注意を払わないことから⁸⁹⁾、自律的な AI 生成物にも応用可能だとするものであり、知的財産法典 L.113-2(4)として「AI によって生成され、その実現に自然人が全く貢献しなかった創作物」を追加した上で、知的財産法典 L.113-5 を「集合著作物と AI によって生成された著作物は、反証がある場合を除き、その名の下にこれらの著作物を公表した自然人または法人の所有とする。この者は著作者の権利を付与される」と改正する提案である⁹⁰⁾。同様に、知的財産法典 L.113-2(4)として「完全に自動化された情報処理システムによって作り出され、自然人がその実現に全く貢献しなかった自動生成著作物」を追加し、知的財産法典 L.113-5 を「集合著作物も自動生成著作物も、反証がある場合を除き、その名の下にこれらの著作物を公表した自然人または法人の所有とする。この者は著作物に関する権利を付与される」とする提案もある⁹¹⁾。こうした提案については、その保護の外縁が不明瞭であり、人間の著作者がいない著作物を著作権法の枠内で認めることとなると

の批判がある⁹²⁾。

(ii) 著作隣接権としての保護

他方で、著作者隣接権としての立法提案もある。これは知的財産法典 L.123-4 に規定される遺著（*œuvre posthume*）の規定をモデルとしたものである⁹³⁾。ここでは、著作権の存続期間の満了後（著作者の死後 70 年経過後）にその著作物が公表された場合には、その利用権（*droit d'exploitation*）が「発行を行い又は行わせる、相続人又はその他の資格における著作物の所有者に帰属する」（L.123-4(3)）と規定されている。これは、著作物の有体的基礎の所有権者が著作物に対する権利の資格者となるもので、有体物に対する所有権と著作権の独立という原則の例外と説明される⁹⁴⁾。

なされている提案は、この規定を模して AI 生成物を公表した者が利用権を享受するという提案であり、例えば「AI によって生成され精神的著作物と同化した形式の創造を公衆に伝達するために投資面で必要な措置を行う者は、公衆への伝達の日から X 年間、利用権を享受する」という規定の提案である⁹⁵⁾。なお、L.123-4 は著作権として規定されているが、一般的に著作隣接権と性質決定されるべきものと理解されていることから⁹⁶⁾、この提案も著作隣接権として提案されている⁹⁷⁾。同様に、遺著の規定をモデルに、「完全に自動化された情報処理システムによって作り出された生成物に関する権利の資格者は、著作物の最初の公表にイニシアチブと責任を負う者とする」と提案するものもある⁹⁸⁾。

なお、著作隣接権による保護については、新規性を要件として自律的な AI 生成物の著作隣接権による保護を図るという方策はありえるとしつつも、AI による生成は短時間で大量となることから、創作の自由を制限してしまう可能性があるとの指

摘がある⁹⁹⁾。

② *Sui generis* の権利として立法

他方で、*sui generis* の権利として特別に立法する提案もなされている¹⁰⁰⁾。これは、データベース製作者に対する特別の保護をモデルとして（知的財産法典 L.341-1 以下）、著作権法の原則を歪めずに¹⁰¹⁾、投資の保護を想定するものである¹⁰²⁾。具体的には、「精神的著作物と同化した創造の生成を可能とする AI の制作者は、その創造が本質的に金銭的、物質的、または人的な投資の結果である場合には、その創造に対する保護を享受する」という規定の提案である¹⁰³⁾。

他方で、*sui generis* の権利による場合には、自律的な AI 生成物の保護の必要性と、自律的な AI 生成物に著作権が適用されないということが、将来的に明らかになった場合に限られるとの指摘もある¹⁰⁴⁾。

③ 立法慎重（不要）論

AI システムの作成時の知的財産権による保護の存在や¹⁰⁵⁾、著作権法が人間の介入を前提としていることを理由とした¹⁰⁶⁾、立法慎重（不要）論も存在している。また、自律的な AI 生成物は、一般法（民法）により保護（契約か寄生概念での処理）すべきという指摘もある¹⁰⁷⁾。さらに、AI 生成物に関する投資者のみの利益のために著作隣接権や *sui generis* の権利を新たに創設することは、人の介入なしにライン生産を行う機械との不公平な競争に直面しているアーティストの地位をさらに弱めることになるとして立法に反対する立場もある¹⁰⁸⁾。その他、自律的な AI 生成物の保護は、表現の自由や模倣の自由を制限するものであり、AI 生成物はパブリックドメインに属したままとすべきとの立場もある¹⁰⁹⁾。

立法慎重（不要）論に対しては、AI 分野への投資のインセンティブを減退させる可能性があり、AI 利用者はその著作物が AI 生成物でありパブリックドメインに属するものであると公表するインセンティブが全く存在しない（僭称問題が発生する）という批判がある¹¹⁰⁾。

5. 両国の議論の比較と立法の必要性

両国の議論の検討状況について若干の比較をしておこう。

特許法、実用新案法、意匠法については、フランスでは自律的な AI 生成物についての保護を解釈論で認めるというのが多数説であり、この点は日本と異なると言える。他方で、著作権法においては、フランスも我が国も著作物は自然人の創作であることが前提とされ、自律的な AI 生成物に著作権法による保護を認めることは困難とされている。

そして、自律的な AI 生成物の著作権による保護に関する立法論としては、著作権として立法するか、著作隣接権として立法するか、特別な (*sui generis*) 権利として立法するか等の提案枠組み自体は両国で異なる。しかし、フランスにおける提案は、我が国には存在しない集合著作物制度や遺著制度、さらには投資の保護としてのデータベース製作者の権利を手がかりとしている。そのため、具体的な要件論などは両国で相違も多い。

また、フランス法は、自律的な AI 生成物のような知的財産法で保護されない情報について一般法である民法がカバーできる範囲が広く、民法の物を有体物に限り、不法行為の効果として差止めを認めない我が国とは前提が異なることから、民法による保護可能性から知的財産法による保護可能性を不要とする立場は、日本法にはそのままは当てはまらない¹¹¹⁾。

なお、僭称問題については両国で指摘されている。

では、こうした議論を受けて、自律的な AI 生成物についての保護を認める場合の解釈および改正提案はどう考えるべきか。フランスの議論に鑑みれば、特許法については発明をなす者を自然人のみと解釈しない、もしくは、そのように解釈される文言（特許法 29 条 1 項柱書き）の改正が考えられよう。著作権法の改正としては、自律的な AI 生成物が人の創作でない以上、現在の著作権法の体系と齟齬なく立法するとすれば、やはり著作隣接権での保護が検討されよう。その場合は、自律的な AI 生成物を流通に乗せたという意味で、フランスの遺著制度を基に提案されているような、AI 生成物を公表した者に著作隣接権を与えるという方策が考えられる。

他方で、こうした立法が考えられるとしても、AI 生成物の保護に対する立法の必要性が問題となる。AI 生成物自体に何かしらの保護が与えられなければならない正当化理由が必要となるからである。インセンティブ論によれば、価値ある情報が保護されないとその創作がなされないという状況が必要であると説明されるが、AI 生成物についてもそうした事情があれば理論的には知的財産法による保護を正当化できるであろう¹¹²⁾。しかし、

現時点では、AI システム作成者が AI 生成物について権利を有しないと AI システムが提供されないとも言えず、AI にかかるプログラム等が知的財産法で保護されているから AI 生成物が保護されなくても AI システム作成者へのインセンティブは考慮されているとも言えない¹¹³⁾。結局のところ、自律的な AI 生成物について知的財産法による保護が必要な具体的ケースを特定するためには今後の研究を待つ必要がある¹¹⁴⁾、現時点での保護は特に必要なものとは言えない状況にある。

6. おわりに

自律的な AI 生成物について、何かしらの保護を新たに与える必要性を現時点で肯定することは難しい。他方で、その保護のハードルは特許法等と著作権法では異なり、自然人との結びつきが著作権法よりも弱いと捉えられる特許法等の方がハードルは低いと考えられる。そうすると、両者を異なる扱いとすることも考えられるが、政策的な判断も含め、自律的な AI 生成物の保護は今後の議論に委ねられよう。その際には、フランス法の議論は参照に値しよう。

[附記] 本研究は、JSPS 科研費 19H00573, 21H03763 の助成を受けたものです。

注)

- 1) 1990 年代から既に指摘されていたことでもある（中山信弘「著作権法の動向」鴻古稀『現代企業立法の軌跡と展望』（商事法務，1995）878 頁）。
- 2) 『総務省 ICT スキル総合習得教材 [コース 3] データ分析 3-5：人工知能と機械学習』3 頁。
- 3) 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 次世代知財システム検討委員会「次世代知財システム検討委員会報告書——デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて——」（2016）23 頁。
- 4) 学習済みモデルを作成する段階までの生データ、学習用データセット、学習用 AI プログラム、学習済みモデル（学習用 AI プログラム+パラメータ（重みづけ））の保護は以下の通りである。生データについては、生デー

タが写真や音楽に該当すれば著作権法によって保護され（ただし、学習済みモデル作成段階での他人の著作物の利用は、著作権法 30 条の 4 第 2 号により権利制限の対象となる）、生データは営業秘密や限定提供データとして保護される可能性もある。学習用データセットも、生データと同様の保護が考えられるが、データセットがデータベースに該当するような場合にはデータベースの著作物としての保護も受けられる可能性がある。学習用 AI プログラムは、プログラムとして、特許法、著作権法の保護対象となる可能性があり、営業秘密として不正競争防止法による保護も考えられる。学習済みモデルは学習用 AI プログラムにパラメータ（重みづけ）が付加されたものであり、学習用 AI プログラムと同様の保護が考えられる。これらの点に関するものとして、

福井健策＝石山洗「AI ネットワーク化の近未来予測と知的財産権」高林龍＝三村量一＝上野達弘編『年報知的財産法 2016-2017』(日本評論社, 2016) 7 頁以下, 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会「新たな情報財検討委員会報告書——データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて——」(2017) 27 頁以下, 福井健策「人工知能コンテンツ」知財管理 67 巻 4 号 (2017) 480 頁以下, 同「ロボット・AI と知的財産」弥永真生＝宍戸常寿編『ロボット・AI と法』(有斐閣, 2018) 274 頁以下, 著作権委員会「AI (人工知能) に関する著作権法上の現状課題と今後について」知財管理 67 巻 11 号 (2017) 1678 頁以下, 奥邨弘司「人工知能における学習成果の営業秘密としての保護」土肥古稀『知的財産法のモルゲンロード』(中央経済社, 2017) 211 頁以下, 同「技術革新と著作権法制のメビウスの輪 (∞)」コピーライト 702 号 (2019) 7 頁以下, 同「人工知能に特有の知的成果物の営業秘密・限定提供データ該当性」法律時報 91 巻 8 号 (2019) 24 頁以下, 水野秀一「AI と知的財産」LIBRA18 巻 10 号 (2018) 12 頁以下, 井奈波朋子「機械学習におけるデータセットの著作権法における扱い」L&T 別冊 5 号 (2019) 79 頁以下, 福井健策＝出井甫「ロボット・AI 社会における知的財産制度の現状と在り方」法の支配 197 号 (2020) 114 頁以下, 福岡真之介編著『AI の法律』(商事法務, 2020) 30 頁以下 [福岡真之介＝仁木覚志＝沼澤周] 等。

5) 知的財産基本法 2 条 1 項は、「この法律で『知的財産』とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの……」と規定し、一定の創作については「人間」の創造的活動が前提とされている。また、知的財産法制は人だけが創作行為をなすという前提で制度設計されているとされる (中山信弘「AI がもたらす知的財産法の変容と未来 企画趣旨」法律時報 91 巻 8 号 (2019) 8 頁)。

6) 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター, 7 訂新版, 2021) 22 頁。

7) 次世代知財システム検討委員会・前掲注 (3) 22 頁, 奥邨弘司「THE NEXT GENERATION～著作権の世界の特異点は近いのか?」コピーライト 666 号 (2016) 6 頁, 同「人工知能が生み出したコンテンツと著作権——著作物性を中心に——」パテント 70 巻 2 号 (2017) 14 頁, 同「人工知能成果物と知的財産権」ジュリ 1511 号 (2017) 58 頁, 同・前掲注 (4) コピライト 12 頁, 上野達弘「人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の課題」L&T 別冊 3 号 (2017) 58 頁, 同「人工知能による“発明”と“創作”——AI 生成物に関する知的財産権——」Japio Year book 2017, 21 頁, 同「人工知能と機械学習をめぐる著作権法上の問題」法律時報 91 巻 8 号 (2019) 35 頁, 重富貴光「AI 生成物と知的財産権」L&T 別冊 3 号 (2017) 96 頁, 横山久芳「AI に関する著作権法・特許法上の問題」法律時報 91 巻 8 号 (2019) 50 頁, 矢部耕三＝江幡奈歩「ロンドン AIPPI 国際総会 (2019 年) の議題に対する日本部会の意見 (2)」AIPPI64 巻 7 号 (2019) 593 頁, 愛知靖之「AI 生成物・機械学習と著作権法」パテント 73 巻 8 号 (別冊 23 号, 2020) 132 頁等。

8) 奥邨・前掲注 (7) コピライト 12 頁, 同・前掲注 (7) パテント 13 頁, 同・前掲注 (4) コピライト 6 頁, 宍戸常寿＝大屋雄裕＝小塚荘一郎＝佐藤一郎編著『AI と社

会と法』(有斐閣, 2020) 185 頁 [奥邨発言] (初出: 論究ジュリスト 30 号 (2019))。

9) 宮下佳之「講演録 情報の集積・処理に伴う著作権法上の諸問題と実務対策: AI とプラットフォーム契約論を中心として」コピーライト 672 号 (2017) 16 頁, 上野・前掲注 (7) L&T58 頁, 同・前掲注 (7) 法時 34 頁, 奥邨・前掲注 (7) パテント 14 頁, 同・前掲注 (7) ジュリ 58 頁。

10) 潮海久雄『職務著作制度の基礎理論』(東京大学出版会, 2005 年) 248 頁, 矢部＝江幡・前掲注 (7) 593 頁。

11) 著作権審議会第 9 小委員会(コンピュータ創作物関係) 報告書(平成 5 年) (https://www.cric.or.jp/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html [最終アクセス 2022 年 7 月 27 日]), 中山信弘『著作権法』(有斐閣, 第 3 版, 2020) 78, 268 頁。ただし, 新たな情報財検討委員会・前掲注 (4) 36 頁は, 第 9 小委員会報告書の「プログラムの作成者が自ら特定の創作物の作成を意図して, そのために作成されたものであると客観的に認識できる程度の特定性があるプログラムを作成し, 使用者は単なる操作者にとどまる場合には, 当該プログラムの作成者が単独でコンピュータ創作物の著作物となることもあり得ると考えられる」をひきつつ, AI のプログラムや学習済みモデルの作成者も創作物となる場合があると指摘する。福井＝石山・前掲注 (4) 10 頁も参照。

12) 中山・前掲注 (11) 707 頁以下。

13) 愛知・前掲注 (7) 144 頁。新たな情報財検討委員会・前掲注 (4) 37 頁も参照。

14) 横山・前掲注 (7) 53 頁。

15) 新たな情報財検討委員会・前掲注 (4) 37 頁参照。

16) 単なる出力行為については利用者の侵害責任を認めるべきではないが, その後の行為 (公衆送信等) は侵害責任を負うとするものとして, 横山・前掲注 (7) 54 頁。新たな情報財検討委員会・前掲注 (4) 38 頁注 78 も参照。

17) 横山・前掲注 (7) 54 頁, 愛知・前掲注 (7) 146 頁。また, 齋藤浩貴＝呂佳叡「AI②——AI 生成物の法的保護と侵害責任」ビジネス法務 2017 年 7 月号 108 頁も参照。

18) 宍戸他・前掲注 (8) 195 頁 [奥邨発言] を参照。

19) 実用新案法, 意匠法も特許法と同様に考えられるため, 本文では特許法のみを扱う。

20) 上野・前掲注 (7) Japio20 頁。奥邨・前掲注 (7) ジュリ 59 頁, 平嶋竜太「『いわゆる AI』関連技術の特許法による保護と課題」法律時報 91 巻 8 号 (2019) 48 頁, 宍戸他・前掲注 (8) 209 頁 [奥邨発言]。

21) 齋藤浩貴「著作権法における『創作』の現在と将来」コピーライト 674 号 (2017) 12 頁。

22) 横山・前掲注 (7) 50 頁。上野・前掲注 (7) Japio20 頁, 都野真哉＝小西恵「AIPPI 本部 (2020 年) の議題に対する日本部会の意見 (1)」AIPPI56 巻 6 号 (2020) 485, 490 頁。

23) 中山一郎「AI と進歩性」パテント 72 巻 12 号 (別冊 22 号, 2019) 199 頁, 横山・前掲注 (7) 52 頁。

24) 中山信弘『特許法』(弘文堂, 第 4 版, 2019) 45 頁, 重富・前掲注 (7) 94 頁, 横山・前掲注 (7) 50 頁。

25) 次世代知財システム検討委員会・前掲注 (3) 22 頁。

26) 潮海久雄「AI と知的財産法——特許法を中心に」一般財団法人知的財産研究教育財団「知的財産に関する日

- 中共同研究報告書」(2019) 67 頁, 同「AI 関連発明の特徴と将来的課題——進歩性, 開示要件, 発明者」片山古稀記念『ビジネスローの新しい流れ』(青林書院, 2020 年) 250 頁。
- 27) 我が国の実務においても, AI を発明者とは扱っていない(特許庁「発明者等の表示について」2021 年 7 月 30 日 <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html> [最終アクセス 2022 年 7 月 27 日])。
- 28) 次世代知財システム検討委員会・前掲注(3) 22 頁, 奥邨・前掲注(7) ジュリ 59 頁, 福井=出井・前掲注(4) 123 頁。
- 29) 最判平 23 年 12 月 8 日民集 65 卷 9 号 3275 頁。本判決の説示するところは知的財産法で保護されない情報一般の利用行為に妥当する(横山久芳「判批」民商法雑誌 146 卷 6 号(2012) 561 頁)。
- 30) 新たな情報財検討委員会・前掲注(4) 37 頁, 奥邨・前掲注(7) パテント 15 頁, 上野・前掲注(7) 法時 37 頁等。フランスでも同様の指摘がある(A.Bensamoun, 'Intelligence artificielle et propriété intellectuelle', *Droit de l'intelligence artificielle*, Dir. A.Bensamoun et G.Loiseau, LGDJ-Lextenso, 2019, p.257, CSPLA, Mission Intelligence artificielle et Culture, présidence A.Bensamoun et J.Farchy, 27 janvier 2020, p.31.)。特許との関係では第 11 期 IIP 知財塾成果報告書(2018) 93 頁以下。
- 31) 上野・前掲注(7) 法時 37 頁, 愛知・前掲注(7) 138 頁参照。
- 32) 産業政策的観点から AI 生成物に著作権を認めるべきとするものとして, 著作権委員会「AI 生成物の著作権法上の保護のあり方についての一考察」知財管理 70 卷 8 号(2020) 1138 頁。
- 33) 奥邨・前掲注(7) パテント 15 頁。また, 上野・前掲注(7) 法時 36 頁以下。
- 34) 立法で改めることを意図としているものとして奥邨・前掲注(7) パテント 15 頁, 同・前掲注(4) コピライト 7 頁(創作性要件も改正する必要ありとする)。
- 35) 解釈を変更するという提案として著作権委員会・前掲注(32) 1139 頁。矢部=江幡・前掲注(7) 597 頁も参照。
- 36) 横山・前掲注(7) 52 頁, 愛知・前掲注(7) 139 頁。内田剛「コンピュータ生成作品の著作権による保護とその保護のための課題——オーストラリアにおける 3 つの判決からの示唆——」渋谷追悼『知的財産法研究の輪』(発明推進協会, 2016) 557-558 頁も参照。
- 37) 田村善之『著作権法概説』(有斐閣, 第 2 版, 2001) 401 頁, 潮海・前掲注(10) 247 頁。なお, 潮海はその際に公表名義要件は不要とする(同 253 頁)。また, 齋藤・前掲注(21) 14 頁も参照。
- 38) 田村・前掲注(37) 401 頁, 潮海・前掲注(10) 252 頁。矢部=江幡・前掲注(7) 600 頁も参照。
- 39) 奥邨・前掲注(7) パテント 16 頁以下, 同・前掲注(4) コピライト 7 頁。具体的な要件論等は示さないものと同じ方向性を指摘するものとして, 宮下・前掲注(9) 18 頁。著作権委員会・前掲注(32) 1139 頁も同旨。
- 40) 奥邨・同上。
- 41) 奥邨・前掲注(7) パテント 15 頁, 上野・前掲注(7) 法時 37 頁, 愛知・前掲注(7) 134 頁。併せて技術的に解決する方法も示唆するものとして福井=出井・前掲注(4) 124 頁。
- 42) 今後の技術の発展により, 自律的な AI 生成物に関して人間の関与が抽象化・希薄化することで発明者に当たる自然人がいない場合を想定すると, 発明者概念の見直しの検討の必要性が高まると指摘するものとして, 中山一郎「AI 関連発明の発明者」パテント 74 卷 11 号(別冊 26 号, 2021) 69 頁。
- 43) 第 11 期 IIP 知財塾・前掲注(30) 101 頁以下。
- 44) 次世代知財システム検討委員会・前掲注(3) 27 頁。
- 45) 横山・前掲注(7) 52 頁。
- 46) 立法不要論そのものではないが, AI 生成物全体に著作権法による保護を認めるのは保護過剰になるとの懸念も示されている(次世代知財システム検討委員会・前掲注(3) 24 頁)。福井=石山・前掲注(4) 11 頁, 福井・前掲注(4) 知財管理 490 頁, 福井・前掲注(4) 『ロボット・AI と法』292 頁以下, 矢部=江幡・前掲注(7) 597 頁も参照。
- 47) フランスにおいても, AI を道具として利用する場合は従来の知的財産法の枠内の議論であるとされている(A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.238, S.Merabet, *Vers un droit de l'intelligence artificielle*, Dalloz, 2020, p.412, 414. 現状の技術では AI は全て人間の道具にすぎないと評価するものとして N.Binctin, 'L'influence de l'intelligence artificielle sur les mécanismes de la propriété intellectuelle', *Mélanges M.Vivant*, Lexis Nexis et Dalloz, 2020, p.41.)。なお, フランス法の状況について簡単に紹介するものとして, 羽賀由利子「AI 生成物の著作権法上の取り扱い: 外国の議論状況と若干の国際私法的検討」コピライト 716 号(2020) 84 頁以下。また, 一般財団法人知的財産研究教育財団・知的財産研究所「AI を活用した創作や 3D プリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」(2018) 273 頁, 山本隆司「AI 時代の著作権」NBL1131 号(2018) 29 頁でも若干触れられている。さらに, フランス語文献の邦訳として, M-C.Alexandra (著) / 駒田泰土 (訳) 「創作と人工知能: 著作権による保護はその正当性を獲得する途上にあるか?」知的財産法政策学研究 59 号(2021) 151 頁がある。
- 48) フランスにおける学習済みモデルを作成する段階までの生データ, 学習用データセット, 学習用 AI プログラム, 学習済みモデルの保護は以下の通りである。生データについては, 生データが写真や音楽に該当すれば著作権法によって保護され, 生データは営業秘密としての保護(営業秘密の保護に関する法律 (Loi n° 2018-670 du 30 juillet 2018 relative à la protection du secret des affaires) および商法典 L.151-1 以下), さらに寄生 (parasitisme) 概念により民法典 1240 条の保護を受ける可能性がある(寄生概念については拙稿「フランスにおける寄生概念」瀬川・吉田古稀記念『社会の変容と民法の課題下』(成文堂, 2018) 691 頁以下。寄生とは「何らも費やすことなく (sans rien dépenser), 他人の労力とノウハウから利益を引き出すために, 経済主体が他人の軌跡 (le sillage d'un autre) に介入することによる行動の総体」(Cass. com., 26 janv. 1999, D. 2000, juris. p.87, note Serra.) である。寄生概念については, 知的財産研究教育財団等・前掲注(47) 63 頁にも紹介がある)。なお, 学習済みモデル作成段階での他人の著作物の利用については, デジタル単一市場における著作権指令 (Directive

- (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC) を国内法化して (Ordonnance du 24 novembre 2021 complétant la transposition de la directive 2019/790 du Parlement européen et du Conseil du 17 avril 2019 sur le droit d'auteur et les droits voisins dans le marché unique numérique et modifiant les directives 96/9/CE et 2001/29/CE) , 知的財産法典 L.122-5-3 に例外規定が設けられている。学習用データセットも、生データと同様の保護が考えられるが、データセットがデータベースに該当するような場合には別個にデータベースとしての保護が受けられる可能性がある。学習用 AI プログラムは、プログラムとして著作権法の保護対象となる可能性があり (知的財産法典 L.112-2-n°13) , 営業秘密としての保護も考えられる。なお、知的財産法典 L.610-10 c) はプログラムを特許の対象から除外するが、欧州特許庁の実務 (Guidelines for Examination, Part G, Chapter II – Inventions, 3.6 Programs for computers) から、一定の要件を満たせば登録される。そして、学習済みモデルも学習用 AI プログラムと同様の保護が考えられる。これらの点に関するものとして、例えば J.-M.Bruguère, 'Intelligence artificielle et droit d'auteur', CCE, n°6, 2020, étude 11.
- 49) N.Enser, *Conscience de la création et droit d'auteur*, Lexis Nexis, 2022, n°11, p10.
- 50) A.Bensamoun et G.Loiseau, 'L'intégration de l'intelligence artificielle dans certains droits spéciaux', Dalloz, IP/IT, mai 2017. p.298. A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.254, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.32. N.Binctin, *op.cit.*(n°47), p.60 も参照。ただし、フランスでこの文脈で検討されているのは意識を有していると言えるかが問題となる人 (精神を患った者や乳児) の扱いである (F. Pollaud-Dulian, *Le droit d'auteur*, 2éd., Economica, 2014, n°132, p.125 等。これらの者も意識があるとすると説として M. Vivant et J.-M. Bruguère, *Droit d'auteur et droits voisins*, 4éd., Dalloz, 2019, n°119, p.169.)。AI との関係での議論の大枠は J. Larrieu, 'Robot et propriété intellectuelle', *Mélanges Lucas*, Lexis Nexis, 2014, p.467 et s.
- 51) M.Vivant et J.-M. Bruguère, *op.cit.*(n°50), n°115, p.163.
- 52) N.Binctin, *op.cit.*(n°47), p.60, N.Enser, *op.cit.*(n°49), n°149, p.141. それは、作者の意識の程度を測ることができない匿名やペンネームの著作物が保護されていることから補強されるという (J. Larrieu, *op.cit.*(n°50), p.471, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.32, A.Bensamoun, 'Libre propos sur l'existence d'un droit de l'oeuvre applicable aux créations issues de l'intelligence artificielle', *Mélanges M.Vivant*, Lexis Nexis et Dalloz, 2020, p.21.)
- 53) J. Larrieu, *op.cit.*(n°50), p.472. 他方で、結果を重視する客観的な創造を意味しているという立場に立ったとしても、人の意識は存在しているという立場として N.Enser, *op.cit.*(n°49), n°245, p.249.
- 54) S.Merabet, *op.cit.*(n°47), n°456, p.416.
- 55) Cass. Ass. plén., 7 mars 1986, n° 83-10477, Bulletin 1986 A.P. n°3, p.5, note, JCP G 1986, II, 20631, note J.-M. Mousseron, B. Teysié et M. Vivant, etc.
- 56) M. Vivant, éd., *Les grands arrêts de la propriété intellectuelle*, Dalloz, 2019, p.281, n°12 [M.Vivant], Y. Gaubiac, 'Euvres créées avec un ordinateur', *Jl. Propriété littéraire et artistique*, Fasc. 1164, Mai 2020, n°7. もちろん、その後、創作性要件の基準は欧州司法裁判所の判決の影響を受けている (例えば CJUE, 1^{er} déc. 2011, aff. C-145/10, Eva-Maria Painer 等)。
- 57) M.Vivant et J.-M.Bruguère, *op.cit.*(n°50), p.335. こうした立場に立つと、創作性は新規性と変わらないこととなる (J. Larrieu, *op.cit.*(n°50), p.473. M. Vivant et J.-M. Bruguère, *op.cit.*(n°50), p.304, n°271, P.-Y. Gautier, 'De la propriété des créations issues de l'intelligence artificielle', *JCP G*, 2018, p.1573, A.Bensamoun, *op.cit.*(n°52), p.22.)。著作権法において創作性と新規性が混同されていたことにつき、麻生典「意匠法の存在意義——著作権法との関係を中心に——」麻生典=C.Rademacher 編『デザイン保護法制の現状と課題—法学と創作の視点から』(日本評論社, 2016) 6 頁。
- 58) S.Merabet, *op.cit.*(n°47), n°457, p.417.
- 59) A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.257.
- 60) AI を道具として利用した場合の記述であるものの、創作性は人間の自由意思による選択 (choix arbitraire) に基礎があり AI にはプログラムに従ったランダムな不確実性 (aléatoire) しかないとして、創作性は認められないとする立場もある (N.Binctin, *op.cit.*(n°47), p.59.)。
- 61) AIPPI 2019 Question à L'étude (Rapport du groupe français), I, A, 5). (https://www.aippi.fr/upload/2019%20Londres/DR_OIT_DAUTEUR_-_Rapport_definitif.pdf [最終アクセス 2022 年 7 月 27 日]) Q.15 (b) Droits voisins (en ce compris les droits sui generis).
- 62) A.Bensamoun et G.Loiseau, *op.cit.*(n°50), p.299, A.Bensamoun, *op.cit.*(n°52), p.15, AIPPI Rapport du groupe français, *op.cit.*(n°61), I, A, 3).
- 63) Cass. 1^{re} civ., 15 janv. 2015, n° 13-23.566, Bulletin 2015, I, n°11, D. 2015, p. 206, obs. C. Le Stanc, etc.
- 64) こうした権利主体の検討については、フランスにおいてもイギリス法の規定が参照されている (我が国でのイギリス法の紹介として、著作権審議会第 9 小委員会・前掲注 (11) , 潮海・前掲注 (10) 249 頁以下, 上野・前掲注 (7) L&T60 頁, 法時 36 頁, 愛知・前掲注 (7) 134 頁以下, 著作権委員会・前掲注 (32) 1134 頁以下, 小川明子「人以外による創作物の権利者——古くて新しい問題——」特許研究 67 号 (2019) 64 頁等)。イギリス法では、人間の著作者が存在しない状況でコンピュータによって作成された生成物 (CDPA178 条) について、著作者を「著作物の創造が行われるために必要な手筈を整えた者」(同 9 条 3 項)として、著作者人格権の付与はないものの (同 79 条 2 項, 81 条 2 項) , コンピュータ生成物について生成後 50 年の保護 (同 12 条 7 項) が与えられる。議論はさほど深まっていないようであり、「著作物の創造が行われるために必要な手筈を整えた者」とは、コンピュータを操作する者、コンピュータ・システムに入力を行う者、プログラマーなどが含まれるとされ (L.Bently, B.Sherman, D.Gangjee, and P.Johnson, *Intellectual property law*, 5.ed., Oxford Univ. Press, 2018, p.128) , 多数説はアルゴリズムを書いたプログラマーと解しているとの評価もある (Jyh-An Lee, 'Computer-generated Works under the CDPA 1988', J.-A.Lee, R.Hilty, and K.-C.Liu eds., *Artificial Intelligence and Intellectual Property*, Oxford Univ.Press, 2021, p.187) 。また、「著作物の創造が行われるために必要な手筈を整えた者」に関する裁判例が 1 件存在し (Nova Productions Ltd v Mazooma Games Ltd [2006] EWHC 24 (Ch) (20 January 2006)) , そこではゲームのグラフィック等とプロ

- グラムを作成した者を「著作物の創造が行われるために必要な手筈を整えた者」としている（[105]. L.Bently et al., p.128）。ただし、この判決については著作権性が正面から論じられたものではないとも指摘されている（愛知・前掲注（7）135頁）。また、イギリス政府はAI生成物に関連したコンサルテーションを公表し、このコンピュータ生成物の規定の維持が適当である旨を公表している（Artificial Intelligence and Intellectual Property: copyright and patents: Government response to consultation (<https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents/outcome/artificial-intelligence-and-intellectual-property-copyright-and-patents-government-response-to-consultation> [最終アクセス2022年7月27日]) Updated 28 June 2022)。その他、イギリス法については、意匠権についても同様の規定がある（同214条2項）。
- 65) A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.258, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.39.
- 66) A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.258, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.40.
- 67) *Ibid.*
- 68) B.Michaux, ‘Singularité technologique, singularité humaine et droit d’auteur’, in *Droit, normes et libertés dans le cybermonde*, Mélanges Y. Pouillet, Larcier, 2018, p. 413-414.
- 69) A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.259, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.37.
- 70) A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.259, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.37. また、AI利用者の作成した生成物をAI利用者が配布したい場合や改変したい場合、AIシステム作成者の死後にAI生成物が生成される場合の取り扱いの問題なども指摘される（A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.260, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.39.）。
- 71) Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.259, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.37-38. この点は後述の添付（accession）の規定から説明可能と考えるようである（A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.259, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.38.）。
- 72) P.Y.Gautier, *op.cit.*(n°57), p.1571, A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.259.
- 73) 法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典 物権・債権関係』（法曹会，1982年）10頁より引用。
- 74) P.Y.Gautier, *op.cit.*(n°57), p.1572. 特許権のライセンスに基づくロイヤリティも果実とされている（Cass. com., 28 avr. 2004, n°02-21585, Bull. civ. IV, n°80, p.83）。なお、日本でも、AIから生じる利益は一種の民法上の果実と評価でき、その利益はAIの創作に携わった関係者が取得すべきと考える（民法88条1項，206条参照）可能性を指摘するものもある（出井甫「AI創作物に関する著作権法上の問題点とその対応策」*パテント* 69巻15号（2016）40頁）。同様の発想として、第11期IIP知財塾・前掲注（30）99頁。
- 75) 添付の場合にのみ関わる問題ではないが、AIの著作権者にAI生成物に関する権利を帰属させる場合には、AI生成物はソフトウェアのアルゴリズムや機能に由来するものであり、著作権による保護から除外される要素の権利者性を認めることとなるとの批判がある（AIPPI Rapport du groupe français, *op.cit.*(n°61), I, A, 7.）。
- 76) P.Y.Gautier, *op.cit.*(n°57), p.1572.
- 77) M.Vivant, ‘Intelligence artificielle - Intelligence artificielle et propriété intellectuelle’, CCE. 2018, étude n°18, n°4.
- 78) A.Mendoza-Caminade, ‘Un droit des brevets sans inventeur ? Plaidoyer pour une autre protection juridique des inventions réalisées par l’intelligence artificielle’, JCP G, 2021, doct.1309, n°14 et 23.
- 79) M.Vivant, *op.cit.*(n°77), n°4, A.Bensamoun *op.cit.*(n°30), p.264 et s. なお、AIが用いられることで進歩性のハードルが上がる可能性につきN.Binctin, *op.cit.*(n°47), p.69.
- 80) I.Randrianirina, ‘Plaidoyer pour un nouveau droit de propriété intellectuelle sur les productions générées par intelligence artificielle’, D.2021, p.94.
- 81) M.Vivant, *op.cit.*(n°77), n°4, A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.266.
- 82) M.Vivant, *op.cit.*(n°77), n°5. 麻生・前掲注（57）2頁以下。
- 83) N.Binctin, *op.cit.*(n°47), p.68.
- 84) M.Vivant, *op.cit.*(n°77), n°3, N.Binctin, *op.cit.*(n°47), p.57.
- 85) 一部には異論がある（Cf. A.Mendoza-Caminade, *op.cit.*(n°78). そこでは、立法論として *sui generis* の権利による保護が提案されている（同n°24））。
- 86) CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.42.
- 87) *Ibid.* もちろん、プログラムの著作物同様、ベルヌ条約の要請は満たすことが前提である。
- 88) CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.42. 立法には反対であるもの、もし認めるとするのであれば集合著作物制度の類推となるであろうとするものとして、AIPPI Rapport du groupe français, *op.cit.*(n°61), I, A, 7.）。
- 89) 「集合著作物とは、自然人または法人の発意により創作される著作物であって、その指揮および名の下に出版、発行、頒布され、かつ、その生成に参加した様々な著作者の個人的貢献が、著作物の作成のために全体に融合し、具体化された全体について個別の権利を各著作者に付与することができないものをいう」と規定され（知的財産法典L.113-2(3)）、具体的には百科事典のようなものが想定されている。また、「集合著作物は、反証がある場合を除き、その名の下に集合著作物を公表した個人もしくは法人の所有となる。この者は著作者の権利を付与される」（知的財産法典L.113-5）と規定されている。集合著作物制度の概要については、長塚真琴「フランスにおける集合著作物制度」著作権研究22号（1996）49頁以下。
- 90) なお、集合著作物はあくまで権利者の問題を扱う規定であり、著作者の特定とは別問題であることから著作者の問題は別途生じるが、その点は解釈論で対応される（CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.42.）。
- 91) N.Enser, *op.cit.*(n°49), n°264, p.271.
- 92) *Ibid.*
- 93) A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.262, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.43. A.Bensamoun et G.Loiseau, *op.cit.*(n°50), p.300 では具体策は示されないものの、投資の保護としての著作権隣接権による保護がより適切だろうとの見解が示されていた。同様の見解として、I.Randrianirina, *op.cit.*(n°80), p.99.
- 94) F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°50), n°2508, p.1628.
- 95) CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.43. さらに、「契約による別段の定めがない限り」という表現を加えて、より柔軟な規定とすることも提案されている（同p.43）。
- 96) A.Lucas, A.Lucas-Schloetter et C.Bernault, *Traité de la propriété littéraire et artistique*, 5.éd., Lexis Nexis, 2017, n°673, p.567, P.-Y.Gautier, *Propriété Littéraire et Artistique*, 11éd.,

- PUF, coll. Droit fondamental, 2019, n°401, p.435, F.Pollaud-Dulian, *op.cit.*(n°50), n°2508, p.1628.
- ⁹⁷⁾ CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.43.
- ⁹⁸⁾ N.Enser, *op.cit.*(n°49), n°268, p.276.
- ⁹⁹⁾ S.Merabet, *op.cit.*(n°47), n°465, p.422.
- ¹⁰⁰⁾ A.Bensamoun, *op.cit.*(n°30), p.262, CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.44.
- ¹⁰¹⁾ N.Enser, *op.cit.*(n°49), n°266, p.273.
- ¹⁰²⁾ 知的財産法典 L.341-1 は「データベースの製作者は、対応する投資についてイニシアチブとリスクを負担する者であり、データベースの内容の構成、検証又は提示が本質的に金銭的、物質的または人的な投資を証明する場合には、データベースの内容の保護を享受する」と規定する。
- ¹⁰³⁾ また、AI システムの作成者に与えられる権利について、営利目的 (titre lucratif) での実施にのみ権利行使可能とする提案もなされている (CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.44)。これは、純粋に寄生的な行動にこの権利の効力を減じるためである (同 p.44)。
- ¹⁰⁴⁾ CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.45. *sui generis* の権利は精神的著作物と AI 生成物の間に存在する明らかな類似性を否定するという概念上の不都合もあると指摘される (N.Enser, *op.cit.*(n°49), n°267, p.273.)。
- ¹⁰⁵⁾ CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.45.
- ¹⁰⁶⁾ AIPPI Rapport du groupe français, *op.cit.*(n°61), III, 15), a.
- ¹⁰⁷⁾ S.Merabet, *op.cit.*(n°47), n°471, p.427.
- ¹⁰⁸⁾ AIPPI Rapport du groupe français, *op.cit.*(n°61), III, 15), b.
- ¹⁰⁹⁾ J.Cabay, 'Droit d'auteur et intelligence artificielle : comparaison n'est pas raison', févr. 2019, (<https://difusion.ulb.ac.be/vufind/Record/ULB-DIPOT:oai:dipot.ulb.ac.be:2013/285602/Holdings>[最終アクセス 2022年7月27日]). CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.46.
- ¹¹⁰⁾ CSPLA, *op.cit.*(n°30), p.47.
- ¹¹¹⁾ S.Merabet, *op.cit.*(n°47), n°471, p.427 のような立場である。
- ¹¹²⁾ R.M Hilty, J.Hoffmann, S.Scheuerer, 'Intellectual Property Justification for Artificial Intelligence', J.-A.Lee, R.Hilty, and K.-C.Liu eds., *Artificial Intelligence and Intellectual Property*, Oxford Univ.Press, 2021, p.71-72.
- ¹¹³⁾ R.M Hilty, J.Hoffmann, S.Scheuerer, *op.cit.*(n°112), p.62-63.
- ¹¹⁴⁾ R.M Hilty, J.Hoffmann, S.Scheuerer, *op.cit.*(n°112), p.71.